# 未登記家屋所有者変更届

									令和	:	年	月	日
雨竜	可長	白 川	久 純	様									
				«	(届出人)	住	所						
						氏	<b>—</b> 名						
下	「記のとね	おり、末	登記家屋の	D所有者	を変更した	きのて	ー に届け	けます。					
1	所有者	を変更す	でる家屋										
	所	在	地	ı	構	造	į	J	刊	途	床	面	積
雨竜	訂												$m^2$
													m²
													m²
													m²
													m²
2	所有者死	 変更理中	  及び年月日	 ∃	<u> </u>								
変 更 □ 相続 □ 売買 理 由 □ その他 (					□贈与	)	変 更 ) 年月日			<u> </u>	年	月	日
3	 所有者	※届!	出者又は前所	有者と同	 じであれば該	当に <b>、</b>			略してが	っまいま	せん。		
前所有者	氏 名 □ 届出人 (名称)							生年月			年	月	日
	住 所 □ 届出人 (所在地)		.と同じ										
	電話	番号											
	氏 名 □ 届出人 (名称)		、と同じ				生年月	H		年	月	日	
新所有者	住 (所名	所 E地)	□ 届出人		□ 前所有	有者と	同じ		•				
	電話	番号	□前所有	者と同じ									
	前所有	育者との	続柄(相	続の場合	含のみ)								
処理	₹欄 ※言	己入不要	<u>î</u>		•						- معرف	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
処理	1			前所有	者個人コー	- F	電算	算処理 和 年	月	日	/ 受	付	印〉
				新所有	者個人コー	- F	担	当者			\		/

## 提出の際の注意事項

この届は、未登記の家屋について所有者の変更を行うものです。

新しい所有者には、本届を提出した翌年度から、変更した家屋の固定資産税納税通知書等が送付されます。 この届は、土地及び登記されている家屋についての所有者の変更はできません。土地及び登記されている家 屋については、法務局で所有権移転登記の手続きをする必要があります。

(札幌法務局滝川支局 滝川市緑町1丁目6-1 Tel 0125-23-2330)

#### 1. 記入上の注意点

届出人には、窓口に持参される方など、申請される方の住所、氏名を記入してください。

「1. 所有者を変更する家屋 |

固定資産税納税通知書に同封している課税明細書を参考に記入してください。

- ・ 所在地は字名地番で記入。 記入例:雨竜町字満寿32番地185
- · 構造 記入例:木造、軽量鉄骨造、鉄骨造
- ・ 用途 記入例:車庫、納屋、物置
- ・ 床面積 延べ床面積を㎡で、小数第二位まで記入
- 「2. 所有者変更理由及び年月日」

変更理由に該当するものに√してください。その他に√した場合は、具体名を( )に記入してください。変更年月日は変更理由が発生した年月日を記入してください。

- ・ 相続の場合は、被相続人が亡くなった日
- ・ 売買及び贈与の場合は、契約書等で定めた受け渡しの日又は実際の受け渡し日

### 「3. 所有者」

前所有者と新所有者の両方の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。住所及び氏名が届出人又は前所有者と同じ場合は該当箇所にくして、記入の必要はありません。また、相続の場合のみ新所有者欄の前所有者との続柄を記入してください。

#### 2. 添付書類

添付書類はすべて、原本ではなく写しでかまいません。窓口提出で必要書類の原本をご持参いただいた場合は、コピーをとらせていただき原本をお返しいたします。

- (1) 相続の場合
  - □ 被相続人が町外居住者の場合は、被相続人が亡くなったことがわかる書類(戸籍・除籍謄本等)
  - □ 新所有者の住民票(町外居住者の方のみ)

新所有者の住所等の確認のため必要となります。

□ 遺産分割協議書

遺産の分割方法について相続人が話し合って合意した内容を記した書類です。書式は任意です。 また、作成にあたっては相続人全員の署名及び実印での押印が必要です。

- □ 相続人が確定できる戸籍謄本等(被相続人が生まれてから死亡した記載のあるものすべて) 遺産分割協議書がない場合(法定相続分を相続する場合や相続人が1人の場合など)に添付。 被相続人の記載のある戸籍謄本は1通とは限りません。たとえば、転籍や婚姻などをされている 場合、転籍前や婚姻前の本籍地所在地の市区町村の除籍謄本や改正原戸籍が必要です。
- (2) 売買・贈与の場合
  - □ 売買契約書や贈与を証明する書類
- (3) その他の理由の場合
  - □ 所有者変更の事実が明らかになる書類